

改正

平成二〇年三月二六日三重県条例第一五号

平成二五年三月二九日三重県条例第四七号

平成二六年三月二七日三重県条例第五〇号

平成二七年三月二七日三重県条例第一号

平成三一年三月一八日三重県条例第二九号

令和三年三月二三日三重県条例第一六号

みえ県民交流センター条例をここに公布します。

みえ県民交流センター条例

(設置)

第一条 県民の自発的な社会貢献に関する活動を促進するとともに、国際化の推進を行うため、みえ県民交流センター（以下「センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 市民活動の促進並びに市民活動を行う団体及び個人の交流の促進を行うこと。
- 二 国際化に関する情報の収集及び提供並びに国際化を推進する活動の支援を行うこと。
- 三 センターの施設を利用に供すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第一百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可等に関する業務
- 三 第十九条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務
- 四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、知事がセンターの管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理できると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第七条 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
- 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、センターの管理に関し優れた見識を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定等の告示)

第八条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 第十九条第二項の規定により利用料金を承認したとき。

(協定の締結)

第九条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 センターの管理に関する事項

二 次条に規定する事業報告書に関する事項

三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況

二 第十九条第一項に規定する利用料金の収入の実績

三 センターの管理の業務に係る経費の収支状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十一条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事による管理)

第十二条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第二十条から第二十二条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第二十条から第二十二条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(開館時間)

第十三条 センターの開館時間は、平日（休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）以外の日をいう。）にあつては午前九時から午後九時まで、休日にあつては午前九時から午後六時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、センターの開館時間を変更することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、前項に規定するセンターの開館時間を変更することができる。

(休館日)

第十四条 センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、前項に規定するセンターの休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第十五条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十八条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

（利用権の譲渡及び転貸の禁止）

第十六条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用者等に対する指示）

第十七条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十四条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

（利用の制限等）

第十八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

四 暴力団の利益になると認められるとき。

五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

六 公益上必要があると認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用料金の収入）

第十九条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

（利用料金の納入）

第二十条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

（利用料金の減免）

第二十一条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第二十二条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（原状回復義務）

第二十三条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十四条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十五条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（委任）

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

2 三重県市民活動センター条例（平成十年三重県条例第四十四号）は、廃止する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にみえ県民交流センターの使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前のみえ県民交流センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のみえ県民交流センター条例（附則第五項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日三重県条例第四十七号）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第五十号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、みえ県民交流センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十九条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後のみえ県民交流センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による

改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第二十九号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、みえ県民交流センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十九条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後のみえ県民交流センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第十六号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

別表（第十二条、第十九条関係）

一 ミーティングルーム

区分		単位	金額（円）
ミーティングルームA	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	一時間につき	一、〇四〇
	その他に利用する場合	一時間につき	三一〇
ミーティングルームB	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	一時間につき	一、〇四〇
	その他に利用する場合	一時間につき	三一〇

備考 利用時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。

二 交流スペース

区分		単位	金額（円）
交流スペースA	営利又は宣伝を目的と	一時間につき	五、二三〇

	する催物に利用する場合		
	その他に利用する場合	一時間につき	一、五七〇

備考

一 交流スペースのうち、交流スペースAの全部を利用する場合に限る。

二 利用時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。

三 センターの附属設備

区分	単位	金額（円）
一点又は一式	一回につき	五二〇

改正

平成一五年八月八日三重県規則第七二号

平成一六年十一月一六日三重県規則第七五号

平成二〇年三月二六日三重県規則第二四号

平成二四年三月三〇日三重県規則第一九号

令和三年八月二七日三重県規則第一二八号

みえ県民交流センター条例施行規則をここに公布します。

みえ県民交流センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、みえ県民交流センター条例（平成十三年三重県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第五条に規定する事業計画書
- 二 定款、規約その他これらに類する書類
- 三 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 四 貸借対照表、損益計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

(委員長)

第三条 条例第七条第一項に規定する指定管理者の選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第四条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第五条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合

二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第六条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第七条 選定委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、みえ県民交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年八月八日三重県規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十一月十六日三重県規則第七十五号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前のみえ県民交流センター条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県規則第二十四号）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前のみえ県民交流センター条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のみえ県民交流センター条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例（平成二十年三重県条例第十五号）附則第五項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則第二条から第八条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年八月二十七日三重県規則第百二十八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のみえ県民交流センター条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後のみえ県民交流センター条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

第1号様式（第2条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

みえ県民交流センター条例第5条の規定により、みえ県民交流センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

（規格A4）